

第1回 宍粟市総合計画審議会議事録（要旨）

日 時	平成22年9月16日（金）13時30分～16時10分
会 場	宍粟市役所本庁舎3階 庁議室
出席委員	林 昌彦委員、水谷 雄委員、西林 長太郎委員、春名 玄貴委員、平岩 直江委員、三渡 圭介委員、油田 久美子委員、池谷 奈穂委員、太田 幸四郎委員、小池 時子委員、壺阪 興一郎委員、津和野 泰明委員、春名 省吾委員、前野 佐和子委員、宗接 和人委員、小林 武美委員、進藤 智彦委員、春名 千代委員
宍 粟 市 （事務局）	田路市長、伊藤企画部長、岡崎企画部次長、宮崎企画管理課長、大谷企画管理副課長 大前企画管理課係長 西川企画管理課主査
議 事	1 開 会 2 市長あいさつ 3 委嘱状の交付 4 審議会委員の紹介 5 会長、副会長の選出 6 会長あいさつ 7 総合計画後期基本計画案の諮問 8 講話『まちづくりと総合計画』 兵庫県立大学 大学院 会計研究科 林 昌彦 教授 9 総合計画後期基本計画素案の概要説明 10 総合計画審議会について ①審議会の役割 ②審議会の進め方 11 その他 12 閉 会

=開会=

○事務局

それでは、時間になりましたので、第1回 宍粟市総合計画審議会をはじめます。
皆様、ご苦勞様です。お世話になります。開会にあたりまして、田路市長が
あいさつを申します。

=市長あいさつ=

皆さん、こんにちは。

大変暑かったのですが、このところ涼しく過ごしやすくなったと思います。夏の疲れが出やすくなりますので、皆さまもご注意いただきたいと思います。

第1回 宍粟市総合計画審議会ということでお集まりいただいたわけですが、宍粟市総合計画基本構想につきましては、既に議会で議決をいただいております。具体的な取り組みとして、基本計画を策定するにあたり、前期の5カ年は今取り組んでおり、これから後期の5カ年となっていきます。宍粟市全体の総合的な計画を検討していただくわけでございます。大変ですが、よろしくお願いいたします。

=委嘱状の交付=

○事務局

ありがとうございます。

それでは、3番の委嘱状の交付に入ります。林先生につきましては、事前に委嘱状をお渡しさせていただきました。市民の方につきましては、代表で西林長太郎さんに受領をお願いしたいと思います。

<委嘱状授与>

各委員さんにつきましては、机の上に委嘱状を置かせていただいております。よろしく申し上げます。

=審議委員の紹介=

○事務局

それでは、4番に入ります。審議会委員紹介ということで、お手元にお配りした審議会委員名簿があります。それを参考にしながらお願いします。

< 委員紹介 >

=会長・副会長の選出=

○事務局

それでは審議会の条例によりまして、会長・副会長の選出ですが、第4条の会長・副会長は委員の互選によって定めるということですが、会長につきましては、事務局の提案をさせていただき、ご了解をいただけたらと考えています。いかがでしょうか。

< 異議なしの声あり >

○事務局

ありがとうございます。それでは会長には、兵庫県立大学大学院教授の林先生をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

< 拍 手 >

○事務局

ありがとうございます。それでは副会長の選出にまいります。副会長につきましては、皆さんの互選でお願いします。ご審議をお願いします。

○委員

私たちも初めてなもので、名簿を見たら春名省吾さんが以前されていたので、今までの知識のある方に副会長をお願いしたいと考えております。

○事務局

委員より春名委員さんをどうでしょうかという提案がありました。皆さんいかがでしょうか。

< 拍 手 >

○事務局

春名さんよろしく申し上げます。会長・副会長が決まりました。

＝会長・副会長のあいさつ＝

○事務局

会長の林先生、一言よろしく申し上げます。

○会長

会長という大任を引き受けさせていただくことになり、身が引き締まる思いです。宍粟市と私どもの兵庫県立大学は提携を結んでおりまして、アドバイザーやこうした委員を派遣しており、既に別のところでもいろいろ関わる機会があります。この度、後期基本計画に関しまして、4月頃から検討に加わっていきまして、横から口を出すだけでなく、審議会の運営についても汗をかけということでお引き受けしました。何分不慣れなもので不都合なことが生じるかもしれませんが、皆様方のご協力のもと進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。春名副会長さん、一言申し上げます。

○副会長

春名省吾といいます。先程あいさつの中でありますように、宍粟市自体が元気になるということについては、誰しも思うことなので協力させていただいて、自分なりに頑張っていけるチャンスを与えていただいたので、頑張っていきたいと思っております。皆様のご協力をよろしく申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

＝総合計画後期基本計画案の諮問＝

○事務局

それでは、総合計画後期基本計画案の諮問を市長より林会長の方にお渡ししたいと思います。

○市長

宍粟市総合計画基本計画の諮問について、宍粟市総合計画審議会の会長のもとにより、宍粟市総合計画 後期基本計画案について、審議会にて審議いただくことをよろしく申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。委員の皆さんも一つよろしく申し上げます。それでは、講話に入っていきます。皆様方には、たくさん資料をお渡ししています。今後この審議会を通じて諮問に答えていただくことになっていきますが、前段で林先生からご講話いただきたいと思っています。資料は「まちづくりと総合計画 兵庫県立大学 林昌彦」と書いております資料があります。それでは林先生よろしく申し上げます。

＝講話＝

○会長

それでは、このまま座ってお話させていただきます。今ご案内がありましたが、4ページで両面印刷をしております。これに沿ってお話したいと思います。この中には既に精通しておられる方もいらっしゃる

やいますが、その場合には失礼な話になりますが、これから一緒に進めていくにあたり共通の認識をしていく方が進めやすいと思いますので、これからどういう問題意識で審議を進めていくのかを念頭において、30分あたりお話をさせていただきます。

いくつかの項目に分かれています。まず総合計画というものが地方自治体の組織・制度の中でどういうものであるのか。また、近年、非常に重要になってきているのが、市民の皆さんの参画や協働ということです。この審議会をこういう形でもっているのもその一環であり、最近の様々な改革の中で重要性が一段と高まっています。そのような最近の動きも踏まえて、これから取り組んでいく課題について触れていきます。その後で、総合計画の中身ということになります。宍粟市の総合計画につきましては、この後で式次第の「9 素案の概要説明」がありますので、私は総論的なお話をします。

まちづくりにつきまして総合計画というものが大変重要である。それも市民の皆さんの意見を反映させて計画をつくっていき実行していくことが非常に重要である。他方で総合計画の仕組みというものは、いくつかの問題点を抱えている。はっきり言って十分に機能しないところもある。そういった面もあるので、この後期の審議の中で少しでも改善する方向にもっていければと考えています。それをどう行なっていくのかということで、後ほど事務局の方から提案があるので、私の方で趣旨を説明していきます。

まず1ページから始めます。項目の「1. 地方自治体の役割と総合計画」ということで、憲法や地方自治法を引用しております。長くなりますので、肝心なところだけを抜き書きしています。憲法が地方自治というのを非常に重視しています。92条のところで規定があります。「地方自治の本旨」、地方で自治を行なうことを重視するという趣旨ですが、地方自治というのは従来から2つの意味として理解されている。1つは、「団体自治」、もう1つは「住民自治」ということです。「団体自治」とは、地方公共団体、地方自治体とも言いますが、国とは別にそれぞれの地域の問題を解決していくために、その担い手である地方公共団体を設けるということ。そこに独自の権限を持たせるということ。2つ目の「住民自治」というのは、その地方公共団体の運営というものは、その地域の住民の意思に基づいて行なっていくことが肝心であるということです。

この憲法を受けて、さらに地方自治法が制定されています。肝心なところだけ抜き書きしています。まず第1条。通常、法律の第1条は、その目的が書かれている。その中に、「民主的にして能率的な行政の確保を図る」という目的が掲げられている。さらに1条の2というのが、最近の地方分権の中で追加をされた部分です。その中で地方分権改革というものは、国に集中した権限を地方に下ろしていく。そこで、地域のことは地域で決められるようにするということです。その改革の中で地方自治法が改正をされて、次のような文言が追加されました。1つは、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」ということです。これは、従来国に権限が集中していて、地方はその下請機関のような位置づけになっていたが、これからは自主的に決めていく、役割を高めていくということ。

もう1つは、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる」ということ。地方は、従来から都道府県と市町村があるわけです。市町村は基礎的自治体。要するに住民に最も身近な地方公共団体とされてきた。ですから宍粟市のまちづくりは、宍粟市で様々な決定をしていく。その決定は宍粟市の住民の意思に基づいて行なっていく。それが、従来より権限が大きくなってきたということ。

それから地方自治法には、第2条で地方自治を進めるにあたって重視しなければならない項目が掲げられている。これは数が多いので絞っています。1つは2条の④と書いていますが、これは第4項ということです。ここに「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければな

らない」と、このような条文があります。先ほど市長さんより諮問を受けましたが、この計画の前提になる基本構想というのは、この条文にあるように法律によって、市町村は議会の議決を経て定めなければならないとなっております。この基本構想を受けて、私どもは後期の総合計画を策定するという役割を与えられた。その他にも、「住民の福祉の増進に努める」ということ。それから「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、民主的であると同時に能率的あるいは効率的な行政をしなければならないといっています。さらに「組織及び運営の合理化に努める」ということが法律で定められている。

さて、これをどのように実行していくかということが問題となってくる。それに総合計画というのが深く関わっています。従来から地方自治体につきましては、総合的で計画的な行政を行なうということが求められてきた。最近の改革の中で、その役割が大きくなってきた。先ほど申しましたように、分権改革という中で地方の権限を大きくしていくということです。最大の目玉として、機関委任事務制度の全面廃止というのがある。これは、本来は国の仕事で、ただ地域の住民に関わることなので、国が直接出かけていくのではなく、地方自治体にそれを肩代わりさせるという制度です。従来は国が決めたとおりにしなければならない。何かあった時に、「これは国が決めていることなので、このとおりにやるしかないんですよ」と言ってきた。それは、この機関委任事務のためにそうになっていた。それが本来、地方の仕事です、住民に身近なことなので、国の仕事ではなく、地方の仕事ですということになった。その点についても、地方で決めることができるようになった。従来国の仕事なので、それについて独自に条例を定めるということができなかつたが、地方が主になったので条例を定めることができます。

そこで問題になってくることは、大きくなった権限をどのように使ってまちづくりに活かしていくのかということ。民主党政権になってから、「地域主権改革」ということが言われるようになった。これは地方分権をもっと進めよう、もっと地方で決められることを増やそうということを押しています。それだけではなく、もう1つ大切なことを言っている。「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める」。それが、「活気に満ちた地域社会をつくっていく」ということになるという考えを打ち出しました。もう1つは、閣議決定の一部ですが、「住民主体の発想」。住民が主役になって進めていくという改革をしていくことを表明するようになった。単に地方で決められる権限が大きくなったわけではなく、地域の住民が責任を持って物事を決めていくという考え方です。

実は、現在宍粟市では自治基本条例の検討を進めています。私はそちらの方でも関わっています。これは一言で言いますと、「市民が主役のまちづくりを進めていく」ということです。これは宍粟市の基本構想、総合計画の中でも謳われている。それをここで1つの条例として、しかも基本条例というのは他の条例よりも一段上位に位置づけされるものとして、市の最も重要な条例としてルールを定めるということを今進めています。その中で、これは、市民が中心となってまちづくりをしていくためのルールです。

この「まちづくり」という言葉も近年いろいろと使われていますが、どうも1970年代くらいから使われている言葉のようです。もともとは土地の利用の制限や土地利用の計画策定の中で、行政が中心として決めていくことに対して、住民の意見を反映するべきだという趣旨で「まちづくり」という言葉が使われるようになった。それが段々と広い意味で、地域で様々な活動が行なわれている、それはこの「まちづくり」のための活動である。しかも行政の活動もそうであり、市民の自主的な活動も、その地域の「まちづくり」の活動としていく。ですから、総合計画も「まちづくり」のための計画というふうに理解できる。この条例の中でも総合計画は非常に重視しています。様々な計画やいろいろな制度をつくっていくが、総合計画は市の中で一番重要な計画である。その計画は、市民参画のもとで策定をする。そ

ここで決められたことは、それを実施し、どのような成果があったかということをしつかり管理しなければならない。このようなことを今、条例の素案づくりの議論をしています。この趣旨は、私どもがここで総合計画を検討する際にも活かされるものだと考えます。

3ページを見てください。それで本題に入ります。総合計画がどういうものなのかということですが、主に3層構造という、3つの部分から構成されています。このようにつくるといことが決まっているわけではないが、大体どの市が作っても同じような形で作られている。

まず基本構想というのがあります。これは法律で、議会の議決を経ると定められている部分です。地域社会の将来像。将来、宍粟市はこういうふうにしたい。こういう姿にしたい。これを長期的な視点から示したものです。この総合計画は10年となるので、10年間を見通して、将来どのような宍粟市でありたいかということを示すものです。基本計画はそれを受けて、どのようにしたらそこで示された目指すべき地域になるかということを具体的に示す。目指す将来像をどのように実現していくのかという手段が基本計画になる。ただし、基本ということなので詳細が定められているわけではありません。方向性や考え方を示すものです。通常はさらにそれを具体的に示したものとして実施計画があります。基本計画で行なおうとしているのはどういう手段で実現していくのかというのを定めたものが実施計画となります。基本計画よりも詳細な中身になっています。

こういう体系をもった総合計画ですが、従来からとかく弱点がある、欠陥があると言われています。限界の1つは、折角つくった総合計画ですが、毎年の予算の指針にならない。最後は予算に入れないと実行できない。計画がなかなか活かされない。それは、総花的というか、あれもこれも盛り込まれているが、全てやろうとすると大変な金額になるので、とてもできない。何を優先するのかも決められていないので、それを指針にして予算編成ができない。結局実効性がない。財政的な裏付けがないままに、あれもこれも盛り込まれているので、とても実効性がないという弱点をもっている。

なので、目指すべき将来像、「こういう宍粟市にしたい」という目標に対して手段が示されなければならない。手段の体系として、従来から「政策・施策・事務事業」ということが言われている。これも3層構造になっている。「政策」というのは、「大局的な見地から目指すべき方向や目的を示したもの」です。安心で安全なまちにする。人権が尊重されるまちにする。そのような「まちづくり」の理念を述べたもの。そのために何をすべきか。もっと具体的な目標を決めたものが「施策」です。「政策」を具体化したものとして「施策」がある。さらに役所の仕事として個別の仕事の単位というのは、「事務事業」と言われているのがそれに当る。予算の編成というのは、この事務事業を積み上げて1年間の予算として編成している。問題は、この「政策・施策・事務事業」がしっかり関連づけられていて、こういう事務事業をやっている、ここにこれだけ予算をつける、それはどういう目的のために何を目指して行なわれているのかという関係が、実ははっきりしていない。そのために実効性がないという欠陥をもっています。

第3に、やるべきことはなにかということ、これは目標を定めてやって、仕事をすべきもの。実は目標が定められていない。言葉の問題として「目的」と「目標」というのを使い分けていますが、目的というのは「将来こういうふうになりたい」ということ。その将来は1年後かもしれないし、5年後10年後かもしれません。ただそれは1年1年の積み重ねなので、最終的にはこのようにしたいが、当面の目標として1年とか2年とか5年とかの目標を設定していき、その進捗管理をしていくことが必要になっていく。しかし、総合計画は先ほど話したように、どうしても総花的になってしまうために具体的な目標が定められていない。そのため事後的にどこまでできたのか、どこが目標達成できて、どこが達成できなかったかということを検証することができない。

こういった弱点をもっている。これは宍粟市だけがそうではなく、概ね平均的にこのような弱点をもっています。いくつかの自治体はこういうことに気付いている。従来から指摘されていたが、なかなか手をつけられなかったが、既に改善に取り組んでいる自治体も増えています。そこでこのような問題をそのままにして新たな計画を策定しても、また限界があると思います。もちろん全てにわたって、すぐに解決できない問題もありますが、この審議の中で少しでも改善できるように努めていきたいと思ます。

そこで、「4. 後期基本計画見直しの視点」です。1つは、政策・施策・事務事業というのが目的と手段の関係にある。この事務事業が、これだけ予算をつけるということが「何のために行なう事業なのか」ということをできるだけ明らかにしておきたい。そして「目標」をつけて、後から「目標を達成できたのか、達成できなかったのか」ということが確かめることができる。そういうふうにしたい。これは、「行政評価」と言われているものに関わるものです。ただ、全てにおいて目標を細かく決めておいて、それをチェックするということは大変時間もコストもかかるので、便宜的に指標をつける。およそこういう意図があるならば、こういう指標で後から確かめることができることを事前に決めておいて、実際にうまくいったのかいかなかったのかを確かめようじゃないか。このような発想です。結局、このように限られた中で予算を編成しているのが実情です。せつかく支出したものが活かされて結果を出す、成果を生んでいるのかということを確認られるような計画にしたい。

「指標」のタイプというのがある。これは4ページの図を見ていただくと、関係がイメージできると思います。後ほどの事務局の説明にもありますが、まずこの宍粟市でどういう問題があるかということが出発点です。それを宍粟市として、行政として、あるいは市民の協力を得て解決をしていく問題なのか。あるいは、そうでないのか。まずこの整理が必要です。誰がどういうニーズがあるのかということが、そこで明らかにされます。その中で計画を策定していくわけです。当面5年の計画となっています。10年の計画が基本ですが、前期の5年は今年度で経過をするということなので、今後5年の目標を決めていく。

その目標に見合うインプットというのは、予算をどれだけかけているのか、どれだけの金や人やモノをそこに投入していくのかということです。従来、予算だけで管理をしていると、結局どこにどれだけ金をかけたのかということだけが、管理というか評価の目安だった。それでは、どのようなまちづくりができたのか、どのような効果があったのか分からない。金や人やモノをかけてどのような活動をしていったのか。その活動の結果、どのようなサービスが提供できたのか。ここではアウトプットと書いてあるが、投入した金や人やモノを使って、どれだけのことをやったのか、施設を造るのであれば施設を造った、何人の人にどれだけのサービスを提供することができた、何人が利用したということになる。

ただ、これも最終的に目指しているものと違う。施設を造ったならば、それを使ってどのようになったのか、サービスを提供したならば、それをどれだけの人が受けたのだけでなく、そのサービスを受けてどのような効果があったのかというのが、本来目指すべきものです。それが最近「行政の成果」「サービスの成果」ということで、そこを中心にして評価すべきだと重視されている。事後的に評価ができるような計画を目指すべき。もちろん、サービスによっては効果を特定するのが難しいものもある。そのような場合は、「サービスを提供した」、それで代用するしかない。でもやはりまちづくりの「成果」や「効果」を評価できるようにするというのが基本です。

最後に「行政評価の実施」となりますが、「評価」というのは、それによって「白黒をすぐにつける」「物事の善悪がそれをつく」というものではない。それは、それを題材にして、情報にして、何が問題だったのか、なぜ目標を達成できなかったのかということと共に考え解決していく手掛かりを得

るためのもの。そのような指標を計画の中に盛り込んでいこう。その指標に基づいて情報を提供することができれば、それを使ってまたみんなで考えていきましょう。そういう仕組みをつくっていくことが「行政評価」です。これを導入すれば、すぐに効果があるという見方もないわけではないが、これは情報提供の手段であって、それをどう使うのかは別の問題。ただ評価ができるようにしていなければ、何をやったのか説明ができない。説明ができなければ、どこに問題点があり、どう改善するのかという糸口もない。それから市民の負託を受けて行政は活動をしているので、市民に説明責任を負っているので、「それは予算をつけました」では説明にはならない。それから「市民が主役のまちづくり」をめざしているので、そのような情報がまちづくりに活かされる。そのような仕組みとして総合計画が機能できることを目指して検討していきたい。そういった狙いというか、願望も入っています。そのようなことを含めて審議を進めていきたい。これで私の話は終わります。

○事務局

ありがとうございました。今、概要説明ということで総合計画のベーシックになるようなもの、考え方の基本となるような部分を林先生からお示しをいただきました。また最後では、今までの総合計画とは少し違った形で「指標」を入れていったらどうだろうかというような市民への説明責任もあり、そのようなことが5年の計画について、どれだけできていったかという部分の一つのランドマーク的な部分の印を付けていったらどうだろうかという提案もいただきました。今日、講話をいただいたわけですが、その中でみなさんご質問等がございましたらお願いします。このような言葉が分かりにくいとか、専門用語もあったかと思いますが、何かございますか。

○会長

後ででも結構です。

○事務局

8番まで終わりましたので、ここで休憩をとらせていただきたいと思います。
その前に水谷委員さん、小池委員さんが来られましたので、ご紹介をさせていただきます。

< 委員紹介 >

○事務局

事務局の自己紹介をさせていただきます。

< 事務局紹介 >

以上、事務局で担当をさせていただいております。よろしく申し上げます。それでは2時35分まで休憩していただきたいと思います。

< 休 憩 >

○事務局

先ほど先生から総合計画の位置づけについては、分かりやすくご説明をいただいたので、私のほうから申し上げることはございませんが、この計画は先生の説明の中にあったように、宍粟市の最上位の計画と位置づけています。例えば少し具体的に言いますと、いろんな国・県の補助事業の採択をお願いする場合に、総合計画のどこに掲げたものかということが必要となってきます。このようなところから読み取れるように、この計画がいかに重要なものであるかということでもあります。それから先生のお話の中にもございますように、市民のみなさんと共につくりあげてその結果についても行政の職員が責任をもって説明をしていくわけですが、財源にも限りがあります。ご案内のとおり宍粟市は税収が少なくて地方交付税というものに大きく依存しています。平成22年度においては、民主党政権に変わって少し交付額が増え、基金の取り崩しなどもせずに予算が組めた状況です。過去を振り返りますと、当初予算を編成する際に、4億とか5億とかの財源不足で基金を取り崩した財政の運営をしてきました。そうした中でやはり先ほどお話にありましたように、そういった限られたお金を有効に使って必要な施策を実行していく、そして、「元気なまちをつくっていく」というのが行政に課せられた使命です。

この間を振り返りますと、情報の提供など行政として市民のみなさんに確実にお伝えできたかと考えた時に少し疑問も感じておりますので、そういったところを以後、気をつけて取り組んでいきたい。それからもう1点。大きなポイントですが、このあと概要説明をしますが、「行政の役割と市民のみなさんに期待をできること」という項目を今回、初めて設定させていただきました。これは、行政と市民のみなさんが共にひとつのまちをつくっていくことの表れと考えています。と申しましても、この素案につきましては、事務方で作っていますが、なかなかみなさんのご意見を反映したものではないかなというふうに思っています。それぞれの分野でご活躍のみなさんにより、宍粟市の5年後の姿にかける思いを、この計画の中に盛り込んでいきたいと思っていますのでよろしくお願ひします。

終わりになりますが、冒頭に市長から会長に諮問という形で素案をお示ししております。みなさんのご意見をいただきながら、より良いものに加筆、修正していただけたらと思っていますのでよろしくお願ひします。

○事務局

資料の確認です。

1、「基本構想の概要」、2、後期基本計画素案、3講話資料、4、宍粟市を取り巻く状況、5、各委員名簿、6、宍粟市総合計画審議会委員の報酬振込依頼書、7、審議会委員連絡表、8、グループ編成希望調書、9、後期基本計画素案に関する意見書、10、H22年度の主要事業 11、市勢要覧と統計資料分布

以上の資料をお配りしています。もしなければ事務局のほうにお知らせください。それでは、9番からは林会長さんに議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長

それでは司会進行は、わたくしのほうでさせていただきます。式次第の9をご覧ください。「総合計画後期基本計画素案の概要説明」とあります。その説明については、事務局にお願ひします。

＝総合計画後期基本計画素案の概要説明＝

○事務局

総合計画の構造という形で3層構造になっているというお話がありました。今から3層構造の基本構

想部分の概要、それから後期基本計画 素案について簡単にご説明させていただきます。

「基本構想の概要」といった資料がお手元にあると思います。この資料からご説明させていただきます。まず「基本構想の役割」ということで基本構想につきましては、平成18年に策定しまして平成27年までの10年間ということで、10年後の姿を目指した計画になっています。基本構想は、基本計画と実施計画をあわせて3層構造になっており、基本計画、実施計画の基礎となるものです。目標年次としまして基本構想は、平成18年から平成27年の10ヵ年。基本計画は、平成18年から平成22年の前期5ヵ年と平成23年から平成27年の後期の5ヵ年となっています。実施計画につきましては、それぞれ3年毎としていまして、毎年度見直していく中でローリングする形で進めているところです。今回、中段の緑の部分の見直し、点線部分「後期5ヵ年の見直し」をみなさんをお願いしたいので、よろしくお願ひします。

「めざすまちの将来像」ということで、庁舎の西側の屋上に掲げていますが、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」、これをめざすまちの将来像として設定させていただいています。「基本理念、考え方」としまして3項目あげています。「ひと・ほほえみ：すべての人が安全と生きがいをもてるまちに」ということで、人権の尊重・地域での支え合い、あるいは、地域コミュニティを大事にしていくということ。生きがいのある社会を構築していくということ。これがまず1点目の理念。

2点目、「自然・やすらぎ：豊かな自然の恵みとやすらぎを実感できるまちに」ということで、宍粟市の伝統文化や森林文化を継承し発展させていく。地域の美しい風景を守り、育てていくこと。自然の豊かな恵みを市民または来訪者に提供、発信していくこと。環境にやさしい循環型社会の構築をめざしていくこと。

3点目、「まち・いきいき：住み心地のよい活気あふれるまちに」ということで、快適で潤いのある定住環境を提供していくこと。地域のバランスある発展に努めていくこと。産業を育成していく中で雇用機会の創出を図っていく。多様な観光資源を活用しながら、地域の活性化を図っていく。多くの人々が集い、ふれ合う様々な交流を推進していきたい。各種行政サービスと情報公開を推進していく中で、開かれた行政をめざしていく。こういった3点の大きな理念を掲げる中で進めています。

次に、将来像の実現に向けた施策の柱ということで、具体的な施策を掲げて、まちづくりをめざして6つの柱をあげています。まず1点目、「人と人、人と自然にやさしいまちづくり」、2点目、「活力ある産業が支える豊かなまちづくり」、3点目、「健康と福祉を育てる安心のまちづくり」、4点目、「ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり」、5点目、「快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり」、最後に6点目、「住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり」と、6点の基本方針を掲げ進めていくことにしています。

続いて、将来人口ということで宍粟市の人口推計は、平成18年にめざすべき10年後の平成27年度の人口目標を4万人としています。将来の人口のグラフを見ていただいたとおり、緑の部分が前期基本計画における見込み人口で、平成22年においては、4万2000人。平成27年度には3万7,400人。真ん中のエンジの部分で2008年に県が実施した将来推計人口により表しています。これによりますと、平成22年度で4万1162人、平成27年度3万9,047人の推計人口となっており、後期基本計画においても、目標人口を4万人としています。

続いて、「施策の展開にあたっての基本的な考え方」です。基本的な考え方ということで、具体的にいろいろと施策を計画する中で、その施策が効果的に展開されるよう、その基本的な考え方を明らかにしています。展開として1点目、「市民・地域・行政の協働による施策の展開」。市民・地域・行政それぞれの役割を明確にして、役割分担をして協働し21世紀にふさわしい成熟社会を推進・展開していく。

2点目、「情報共有による施策の展開」。情報の共有は大事。まちづくりについて市民・地域が主体となって考え、実践していくために必要な情報を行政が積極的に分かりやすく発信するとともに、施策についての説明責任を果たしていく必要がある。3点目、「計画的な施策の展開」。高度情報社会の進展や少子高齢社会の移行など様々な時代、潮流にあり、宍粟市の発展には、これらの潮流を見据えた計画的な施策の展開が必要。そのためには、具体的にプラン・ドゥ・チェック・アクション、計画し実行しそれを点検する、改善するという「PDCA」サイクルの確立を図っていく必要があると掲げています。4点目、「効率的かつ柔軟性のある施策の展開」。適切な政策評価のもと、思い切ったスクラップ、事務事業の見直し・廃止を言います。そして重点化したビルド、ニーズに即した事務事業の創設とさらに効率的かつ効果的な財源の活用。柔軟な施策の展開や組織の運営を図ることが必要となります。5点目、「柔軟な発想に基づく施策の展開」。市民の「人・知・物・金・情報」等も限りある貴重な資源であることから、これから社会資本整備にあたっては、「つくる」から「つかう・活かす」への発想の転換、これまでの施策の評価と反省に立った、資源の有効活用を推進することが必要となります。

次に、「まちづくりの基本施策」で、右開きの図をあげています。先ほどあげていました「3つの理念」「6項目の施策の柱」「6項目の柱にぶら下がる36項目にわたる基本構想」で策定をしています。これがいわゆる3層構造の一番上の部分「基本構想の概要」です。

続いて、「後期基本計画素案」という冊子をお願いします。「後期基本計画素案」の2ページを開いてください。「策定の目的」では、平成18年度に「10年間の総合計画」を策定しました。平成22年度を目標年次とした「前期基本計画」が今年度で終了します。「前期基本計画」5年間の計画を今後検証していただきます。検証を踏まえながら、中期的な展望に立ったまちづくりの方向性と目標を改めて定めるため、平成23年度からの「後期基本計画」を策定していきます。

「策定の視点」では、「市民の参画」「市民に分かりやすい計画」「役割分担を明確にした計画」ということを掲げています。「市民の参画」では、審議会をはじめとし、「まちづくりアンケート」を実施しています。今後、予定している「パブリックコメントの導入」などを踏まえ、幅広く市民の意見を反映した計画としていきたい。「市民に分かりやすい計画」では、計画の進行状況や取り組みの効果を市民に分かりやすく示すために、その取り組みに指標を設定していきたい。指標を設定し目標（成果）を明確にした計画にしていきたい。「役割分担を明確にした計画」では、それぞれの計画につきましては、市民や事業者ができること、行政が行うこと、市民や事業者と行政と一緒に取り組むことなど、それぞれ役割分担を明確にして計画を策定していきたい。これらの視点をもって計画にあたっていきたいと思っています。

3ページに入りまして「まちづくりアンケートから求められる姿」で、お手元の資料で4ページ・5ページにまちづくりアンケートの調査結果を載せています。4ページが全体的なアンケートの結果、5ページがそれぞれ世代別の上位10の項目を記載しています。3ページに戻ってください。今回20歳以上の市民2,300人を対象にアンケートを実施しました。1,225人（53.3%）の回答がありました。上位の回答は「医療体制の充実」「災害に強いまちづくりの推進」「河川（水辺）環境の保全」「森林環境の保全」など、市民生活において、医療や防災体制が充実した安心で安全なまちづくりに市民の関心が集まっています。多様化・高度化する医療ニーズに対応できる体制や夜間などの救急医療体制の充実。今年の台風第9号災害による甚大な被害を受けた結果、森林保全の重要性や河川改修などの減災対策が求められていると分析できます。また、「雇用労働機会の拡大」が全体で50%と高い割合となっております。なかなか厳しい雇用環境の中にあって安心して働き続けていけることのできる雇用の場、就労の機会が求められているとうかがえます。

世代別の状況として、20代～50代では、「子育て支援の充実」「学校教育の充実」「小児化対策の推進」といったことが高い割合となっています。60代以上では、「高齢者サービスの充実」「農業の振興」等になっています。さらに「効果的・効率的な行財政運営の推進」。いろいろな行政改革をはじめ取り組んでいるが、市民目線では、まだまだ行政改革や効果的・効率的な行財政運営が求められていると分析ができます。後期基本計画では、アンケート結果を踏まえて市民との共通認識のもと、将来像の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

6ページになります。「計画の構成」。お手元のA3のファイルに素案をつけています。これを見ていただいて、第1章第1節「森林を生かした豊かな空間づくり」を参照ください。この中で「めざすまちの姿」とあります。これは、後期基本計画の5年間の取り組みにおいて、5年後の宍粟市がめざす、まちの姿と表記しています。続いて「現状と課題」。現状や問題点を把握して取り組んでいくべき課題を整理しています。それから、アンケート結果、市民の満足度を掲載しています。右に移りまして、「行政と市民等の役割」。行政が果たすべき役割・市民等に期待される役割を掲載しています。「取り組みのあらまし（個別施策の展開）」。基本施策を展開するための具体的に実施する個別施策をあげています。それから「重点的な事業」。最後に「まちづくり指標」。それぞれ成果を計る指標を設定し、進捗状況の把握と施策の着実な推進のための目安として「まちづくり指標」をあげています。

7ページから10ページまでは、全体的な計画です。基本構想が6つの基本方針に基づいてあり、それから右へ、基本構想、後期基本計画とそれぞれ章立てで項目別にあげております。これが後期基本計画の素案です。以上が基本構想の概要と後期基本計画素案の概要です。

○会長

少し長いので、ここで切らしていただいてもよろしいでしょうか。関連した話になるのですが、最初のほうに聞きたいことがあって、長くなると忘れてしまうこともあるので、いったん切らせていただきます。基本構想とありましたが、議会で議決しているもの。10年間有効ということです。厳密に言いますと、大きな見直しについては審議会に諮問されておられません。もちろん議論の中で構想に立ち返って考えていくべきではないかというご意見もあるかとは思いますが、それは次の10年の策定のところで反映させていただくこととなります。審議会の権限としては、基本構想を前提として計画の部分の審議をすることになっています。その計画なのですが、仮の素案となっています。この仮がとれて正案になったものを審議会の結論として市長に返す。これがこの審議会の役割です。ここはこう変えようじゃないかというような提案をしていき、審議会の意見としてまとめあげていくということになります。そのあと、パブリックコメントと言う意見聴取手続きを実施し、もっと多くの市民の方の意見をいただくことが必要となってきますので、この審議会ですべて公表し、一定の期間を区切って意見をいただきます。それをまた参考にして、この審議会としての結論を出していくという流れになります。要するに素案を修正していく。たたき台です。これについて、どんどんたたいていただき手直しをしていく。これが諮問されたという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○会長

わたくしのほうで確認をさせていただくということで、発言させていただきました。委員のみなさんで、ただいまの説明につきまして、質問がありましたら、お願いしたいのですが。中身についてはこれから審議していくので、これから審議していくにあたって確認しておきたいことをお願いします。

○委員

1点だけよろしいでしょうか。先ほど先生が言われた「総花的になる」というお話がありましたが、これを見ると非常に総花的で、後期基本計画の優先順位をつけたらどうか。優先順位というのは、何かから先にやるかということ。これを全部するのは無理だと思う。優先順位をつけ、宍粟市としてまずどのような宍粟市をつくりたいか基本構想に入ってると思います。それに基づいて、どれを先にするか。全部するのは無理なので、そういったことからはじめてらどうかと私は思います。

○会長

この基本構想で言いますと、素案の7ページから見てください。7ページから11ページが目次になっています。基本構想1章から6章まであります。基本構想の中にさらにいくつかに分かれています。後期基本計画はさらに細分化して分けています。1章から6章と書かれているものについて、どれか1つが後回しということはない。どれもやらなければならない。ただ、その中でどういうことを優先的にやっていくかという重点の置き方。さらに5年間の計画の中で、全部一斉に用意スタートではない。それは工程と言うか、5年間をどのように使っていくのかということ審議していくことになる。どれも大切なものである中で、あえてどのように考えていくかということになるので、大切なことだと思います。それをどう具体化していくのかということは一概に言えないので、審議に回していきたいと思いません。その他ございますか。

○委員

市民の参画ということは、アンケート調査をもとにしていると思うのですが、アンケート調査の2,300人という数字はどこから出ているのかと疑問に思いました。その中で、半分くらいの回答になっていますね。その1,200人ほどなので、幅広く市民の意見を反映したというふうになるのか。ちょっと疑問に思いました。

○事務局

まず2,300人がどこからきたのかということですが、アンケートには素人として、いろいろな研究をいたしました。世論調査やアンケートを見ますと、標本としまして1,000人の方に意見を聞けば一定の人の思いや意見を反映したものになるということで、1,000人を確保することが必要であると考えました。また、アンケートがどのくらいの率で回収できるかと言いますと、基本的に45%くらい回収できればアンケート結果は十分であると言われていています。回収結果が1,000人を超え、かつ、回収率が45%くらいを超えるように考え、2,300人を対象に実施することといたしました。結果、今回ありがたいことに50%を超え、非常にすばらしい回答率になり、みなさんからご協力をいただけたと思います。

次に、どんな世代、いろんな方の意見が反映できているのかという点ですが、その2,300人を構成する中で、宍粟市の中で20歳以上の方から、80代、70代、60代など世代によって人数の構成があるので、その世代の構成の率を2,300人に反映しました。アンケート結果でもありますが、20代の方は宍粟市の中でも少ないので、2,300人の中でも案内した方が少ない状況です。また、「宍粟市を取り巻く状況」で見ていただいたとおり、高齢化が進み60代、70代以降の方が非常に多くおられます。人口が多い世代にはどんな思いがあるのか、多くの意見を聞く必要があると考えました。現在の世代の人数を反映した形で調査した結果、1,000人を超え、全ての世代の意見が聞けたアンケートが実施できました。

○会長

アンケート結果を使えるので、審議の中でも使っていただきたいです。他にありますか。では、また

後ほど聞きますので、次の話に進めてください。

○事務局

それでは、「宍粟市を取り巻く状況」という資料をお配りしております。「宍粟市を取り巻く状況」としましては、先ほど話にもありましたが、「人口の状況」や「財政の状況」、この間取り組んでいる「行政改革の状況」や「医療・福祉の状況、産業の状況」、「その他の状況」など、データを掲載しています。

「人口の状況」では、昭和55年、49,084人であった人口から、平成27年度、39,046人の見込みで減少傾向にある。高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少している。2ページには「出生者等の推移」、「合計特殊出生率の推移」、昭和60年の2.30から平成17年の1.64と減少傾向になっている状況。

そして、「財政の状況」3ページです。「主な歳出の状況(普通会計)」ですが、平成21年度で215億円となっています。平成20年～21年に投資的経費が多い要因として、庁舎建設や地域通信基盤整備や台風9号災害の復旧工事などです。「主な歳入の状況」として平成21年度で160億円という状況になっています。4ページ以降、先ほど地方交付税に依存しているというお話もありました「地方交付税の推移」。「地方税の推移」では、平成21年度で税収が48億円となっている状況です。「基金残高の推移」では、各種基金の状況。「地方債残高の推移」では、平成21年度で755億円起債残高がある状況です。これに関しては、平成24年度をピークに翌年度から減少していく見込みです。

6ページ以降が「主な行政改革の状況」。この間取り組み状況では、9分野70項目について取り組み、累計で32億3,000万円の効果額を表しています。「職員の状況」「職員手当の見直し」「特別職・議員報酬の見直し」「指定管理者制度の導入」「公用車の削減状況」。第4節では、「医療・福祉・児童の状況」、「総合病院・夜間診療所の状況」「国民健康保険加入者の推移」。10ページには「がん検診受診率の推移」「介護認定者の推移」。11ページには「障害者手帳保持者の推移」「保育所児・幼稚園児の推移」。12ページには「公立施設・私立施設の入園児の状況」「小学校児童数の推移」で平成27年度には、50%児童数が減少する見込み。第5節「産業の状況」では、「総農家数の推移」「素材生産量の推移」で針葉樹の素材生産量の推移。14ページ「商工業の推移」、従業者数・商店数それぞれ商業・工業で掲載しています。15ページ「観光入込数の推移」。段々と減ってきている。最後16ページ以降、「その他の状況」では、「火災・救急の推移」「交通事故の発生件数の推移」、今年度、死亡事故が多発しています。17ページ「刑法犯罪認知件数の推移」「ごみの年間排出量の推移」。18ページ「コミュニティバス利用者の推移」、神姫バスの路線廃止に伴いそれぞれ地域でコミュニティバスを運行している状況です。「スポーツ施設の利用者の推移」です。以上、これらが「宍粟市を取り巻く状況」としてグラフ化して示しています。分からない点、疑問点がありましたら、次回以降ご質問してください。

○会長

今すぐに質問といってもないと思います。こちらで素案をつくるにあたって、こういう状況であるとか、先ほど話にあったアンケート、今回のアンケートに限らずそれ以前に実施したアンケートや市民の方から個別に寄せられた意見など、さまざまな情報が元となって、それが結果として素案になっている。たくさん表がありますが、各項目の中でどれが参考になり、この案になっているか、次回の審議の時に個別に説明があります。その時にせっかくいただいたものなので活用できるように説明していただけるように配慮してください。

○事務局

はい。わかりました。

○会長

あと普通会計や基金など出てきますが、分かりにくい行政用語も出てきますので、それぞれ担当者がいますので聞いていただき、審議してください。今すぐ尋ねておきたいことがあれば、今おっしゃってください。ありませんか。それでは、次第9の説明が終わりました。先ほどのところで質問はありますか。それでは、次第「10. 総合計画審議会について」。この審議会の運営について事務局から説明をお願いします。

○事務局

説明する資料は、次第の1ページから説明させていただくと、宍粟市総合計画をご持参いただいていると思いますが、総合計画の70ページを開けていただいて、素案を見ながら説明をさせていただきます。

まず次第の1ページ。審議会の役割ということで、後期基本計画を平成23年度から策定にするにあたり審議をいただくというのが、この審議会の役割ということで先生の方から説明がありました。第3条の審議会の組織のところ、この会の設置にあたり総勢20名の委員で会をもち、審議していく。第5条の会議、第5条の3を確認してください。「審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」という位置づけです。4には、「会議は、これを公開する」。この会を公開の対象とさせていただきます。また、10月号の広報やホームページ等で第2回以降のご案内をして、審議が進んでいく状況を見ていただきます。

次に2ページです。2番の「会議の議事録の公表について」です。会議を公開していく中で、どんな議事で審議されたのかということも公開していくにあたり、決め事を何点か確認させていただきます。議事録については、ホームページ等で公表していきたいと考えています。議事録の対象になるものは、全体会議です。公表にあたり、発言者は、会長・副会長・委員・事務局と表記します。4つの区分に議事録をまとめます。全文の議事録と要点の議事録とありますが、可能な限り要点をまとめ、委員の趣旨・意見がとおるように要点をまとめていきます。事前に議事録を確認いただいた後、公表する。公表にあたり、本日1回目の会議が終わり、事務局で議事録を作成します。次の会までに委員へ議事録を案内しますので確認していただき、第2回の全体会議の時に、第1回目の議事録の承認をしていただき、承認後公表していく。会議をして、事務局で作り、確認して、次の会で承認していただき、承認後公表していくという流れにしたいと思います。

「審議対象について」。後期基本計画は、前期基本計画の見直しとお話してきましたが、総合計画の70ページを見てください。70ページから前期基本計画が掲載されています。この前期基本計画を見直し、素案を綴ってあります。前期のものがどういうものかは、70ページ以降を確認していただくとわかります。70ページ以降の計画を踏まえて、素案のファイルを見ていただくと、平成23年度以降のまちづくりについて、宍粟市の取り組みを見ていただけたと思います。3については、前期基本計画を見直して、後期基本計画素案を作っていくということです。

それでは、3ページをお願いします。審議項目につきましては、①めざすまちの姿～⑥まちづくり指標の6項目について、審議項目とさせていただきます。その中で(2)についてですが、6つの審議するポイントは、下記のとおりです。これからの審議の方法を説明させていただくのですが、2回から5回で集中審議をしていただきます。その集中審議をしていただく中で、事務局で素案を作成しておりま

すので、市民目線や専門的な知識によりズレが生じていればご指摘をいただき、また、こういった視点でまちづくりをすればいいのではないかなというような、いろんな意見を言っていただいで反映していきたいと考えています。

そして、4ページをお願いします。4ページではもう少し具体的に、どのように審議をしていくのか、ということについてご説明をさせていただきます。事務局で考えているのは、第2回～第4回の3回で、集中的にみなさんと一緒に審議を行っていきたくと考えています。そして、その集中的に審議を進める方法は、3つのグループに分かれて、1グループ（6名～7名）で2章分の審議を行っていただきたいと思ひます。では、どのような章の区分をしているのかと言ひますと、9ページ以降を見ていただきますと、9ページに黒く色をつけている部分が、3つのグループのAグループ、Bグループ、Cグループとしてあります。そして、そのグループについて、後期基本計画の割り振りをこちらでしてあります。

まず、Aグループについては、第1章と第2章の部分で、第1章は「自然にやさしいまちづくり」、第2章が産業を中心に作成してあります。そして、Bグループは第3章と第4章になりますが、第3章については「福祉関係の素案」、福祉や医療関係をまとめてあります。10ページになります。第4章は、「幼児教育や小学生・中学生の学校教育など教育を中心にしたまちづくりについて」審議していただきます。そして、Cグループでは、第5章は「快適な生活・居住空間のまちづくり」です。第6章は「住民の行政の参画と協働のまちづくり」です。

このように3つのグループに分かれて進めていきますが、「グループ編成希望調書」があります。この説明の中でイメージしていただくのは難しいと思ひますが、第1章、2章が第1希望ならAグループに「○」をつけてください。次に教育もしていきたくという場合は、第2希望でBグループに「○」をつけてください。お帰りの際に、氏名と第1希望・第2希望に○をつけて事務局に渡してください。グループ編成は、1グループ6名～7名ということなので、ご希望通りとならない場合には、ご無理を言ひますがご了承ください。グループ編成につきましては以上です。

では、もう一度、次第の4ページに戻ります。グループ編成は、第2回までに事務局で編成をしまして、事前にご案内します。第2回から早速、集中的な審議をしていただくことを取り決めてあります。その審議の中では、委員の中から進行役と、そのグループで意見が出た中でグループ審議後、全体会議を30分ほどとります、その全体会議の中で、Aグループではこんな意見・こんなまちづくりを推進したいという意見がありましたなど、いろんな意見の集約を各発表者の方にしていただきたいと思ひておりますので、第2回のグループ審議が始まる前にその2名をグループの中で取り決めていただきたいと思ひます。そして、そのグループの中に、事務局と担当部署の職員が同席をします。

次に、集中審議を2回から4回の計3回し、5回目に全体会議を開催し、素案について、みなさんの意見を反映して修正を行い、パブリックコメントを実施し、宍粟市のすべての方に見ていただき、意見をもらひ、12月を目標にしたいと思ひます。パブリックコメントは、1ヶ月間行ひ、その1ヶ月間で出た意見に対して回答しなければなりません。第6回の会議がおそらく年明けの1月になると思ひますが、1月頃に、パブリックコメントによる意見に対し、市としての考えを全体会議で確認していただいで、市民の方にお知らせをしていきたくと思ひます。そして第7回が最終になりますが、この審議会に市長の方から諮問をしました。そして審議会での議論をして意見を反映させたまちづくりの計画を市長の方に答申していただき、審議委員の意見を附した計画を示していただくのが第7回です。これは、2月の中旬から末になると思ひます。

そして5ページ・6ページを説明しますと、Aグループの方は項目の第1章・第2章では専門的に議論をしていただきますが、第5章や第6章の意見を言ひたいとか、こんな意見はどうかということもあ

るかと思えます。そういった意見を7ページの意見票に記入していただき、担当される項目でもそれ以外の項目でも結構なので、第2回目の会議で審議する項目について、審議委員の氏名と例えば、農業や自然などの環境施策についてこんなことが聞きたいなど記入していただき、第2回の会議の前にいただけたら市の方でとりまとめ、委員からいただいた意見を8ページの整理表で整理して、該当するグループの中で審議し、考えをまとめていただきます。担当される項目以外の項目を7ページの意見表に記入し事務局に出していただければ、いろんな形で反映させていきます。これは5ページ・6ページに細かく書いています。このようなやりとりをしていきます。

○事務局

質問といいましたが、違うグループへの例えば「まちづくりをこういう視点で、もう少しこんなことを検討したらいいよ」というようなものにしていただいた方が良いのではないかと思います。質問など気がかりなことがあればいつでも聞いてください。それよりも審議をスムーズにしていくという意味、多くの意見を入れるということでは、自分たちのグループの意見でも結構ですし、自分たちのグループではないところで、素案の中に盛り込まれていないことを「こんな事を検討したらどう」という提言や意見をいただいた方が良いのではないかと考えます。

○事務局

質問などあれば、事務局にご連絡いただき確認をお願いします。そして、審議会の開催日についてです。開催日の案を示しています。今日の会議につきましていろんな方面で活躍しておられる中で、日中の会議に出席していただいています。第2回～第5回の集中的な審議をしていく中で日程の案をあらかじめ決めさせていただきます。時間は、午後1:30から4:00までの2時間半の中で、集中的な審議をお願いしたいと考えています。第2回について9ページを見ていただくと場所も記載しています。第2回が10月8日（金）センターいちのみやで、公開もあるので広いホールで3つのグループに分かれて審議していただきます。第3回が10月29日、市民センター波賀で開催します。そして第4回は、11月12日でセンターちくさで行います。11月26日に第5回の全体会議を本庁舎で行います。このように事務局から案を出しています。

○会長

日程が決まったような感じですが、みなさんに承認していただいて決めるということです。いくつかあったので順番に進めていきます。まず1ページの条例を見てください。第5条の4項「公開」のただし書きのところで、この委員会で決めれば「公開しないことができる」ということになりますが、これは、1回1回決めるのか、全体で今日「公開」と決めればよろしいのでしょうか。

○事務局

そう決めていただければ、結構です。

○会長

どうでしょうか。あまり隠すようなことはないですし、オープンな中で議論してしかるべきものなので、「公開」ということでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

はい。それでは、すべて「公開」ということで進めていきます。

次は、2ページです。「議事録の公表」です。「公開」はしても、仕事等の関係で見に行けないという

方などには、議事録を通じて公開。これも「公開」の手段になります。議事録の公開の仕方。審議会の中で承認した後に公開する手続きの説明がありました。この手続きでよろしいでしょうか。

○委員

了承。

○会長

はい。それでは提案とおりの手続きで議事録の作成をさせていただきます。

続いて3ページです。6つの項目で審議するポイントがあります。なぜこの6つなのか。素案がこのような形でつくられているので、それぞれ見てくださいということです。これは仮で素案なので、審議の中で場合によっては変更もあるのかもしれませんが。これは審議のポイントと決まったものだというよりは、素案の作り方がこのようになっているから順番に見ていくということですね。ただ6点につきましては、メリハリというか、分かりやすく作るということで、事務局の方で工夫をされた点だと思います。そのような意図をくみながら審議してください。

続いて4ページ、重要なところです。今年度中にこの審議を終わることが求められています。年度末には、議会で予算審議が始まるので、こちらの5年の計画の審議内容を踏まえて予算審議がされるので、時間が決まっています。そこで議論の仕方としてどうするか。十分な時間をとって集中的に議論をしたということ、いくつか提案がありました。1つは「意見票の提出」。当日、意見を述べることができなわけではないのですが、進め方として事前に意見をいただければ、それを事務局でまとめて、論点を整理して示すことができるので、事前に意見をいただく意見票を用意したということです。

それは次の点として、「グループに分ける」ということに関わってきます。「グループに分ける」ということですが、20人で同時に議論していくということはなかなか難しいところがあります。1人の発言する時間がどうしても短くなるので、グループを作ったらどうか。これは別の委員会でこのような方式・方法をとっていただいて好評です。いくつか分かれて意見をまとめて、各グループで出してもらおうという方法で行なったらどうかということです。その上で、すべてのグループで1章から6章まで順番に議論していくというのが一番理想的ですが、6回になる。2章同時にすると3回になります。そうすると1章あたりの審議の時間が短くなるので、十分議論したことにならない。そこで、Aグループは1章・2章、Bグループは3章・4章、Cグループは5章・6章と分かれて集中的に審議をするという方法です。そうすると、Aグループに属したとして、3章から6章について意見を述べたい。そこで意見票というのが、自分が属したグループの審議について意見を出すのはもちろん、他のグループのところについても意見を出す手段として利用していく。それに対しては原則、意見を提出した方に回答を出す。1回・2回・3回ありますが、さらにそれに不満であれば重ねて意見票を出していただくことができます。全部のグループで6章全部すると、1回終われば次の会がない。6回あって、2回目に1章、3回目に2章というように、もう一度がないです。グループに分けてやっていると3回あるので、再度意見を出して、最初のところで出てなくて後から気付いたというような追加の意見も出せる。そちらの方が、より集中して深く審議ができるのではないかと事務局の提案です。

今ここで決めることは、意見票を使って審議の前にできるだけ意見を出していただき、整理したものを当日審議していく。これについては、みなさん1章から6章までどこでも意見票を出せます。審議について、まず素案の説明を受けなければなりません。時間もかかるので、3つのグループ分けて、それぞれ担当の審議をしていく。もちろん最終的には、毎回毎回審議の状況について説明していただき、説明を聞いて他のグループに意見を出すということを繰り返していくという方式で良いかということに、皆さん意見はございませんか。

○委員

この意見票ですが、例えば10月8日当日に持って行っていいのですか。締め切りがあり事務局に渡し、ある程度整理したものを当日配布されるのか。どうなのですか。

○会長

事前に提出していただくのが一番ありがたいです。

○委員

そうでないと審議できないですよ。

○会長

当日に持参していただいても拒否することはないですが、8ページにあるように整理をした上で審議をした方が進めやすいと思うので、原則、事前に出していただくとありがたい。当日審議を聞いて、では次回ということもあるかと思えます。事前に出してくださいと案内はしますが、当日でも受け付けます。

○委員

自分が所属するたとえばAグループならAグループの中で、自分自身の意見を先に出しておかないと、なかなか審議がスムーズにいかないと思います。そうすると他のグループもさることながら、自分の所属するグループに対する意見を述べておくことも大事ではないか。

○事務局

それぞれのグループ編成を次回の案内と共にこちらの事務局案を、希望通りになるかわかりませんが、事務局の方で組み立てていきながら、○○委員さんはAグループになりますということで、ご了承いただけたらと思います。先に会の前に班別メンバーを提案させていただきたいことを理解してください。

○会長

今のは所属決定の手続きということですが、それも含めて意見を言ってください。ご意見がなければ提案とおりの方法で進めることにはなりますが、よろしいですか。

○委員

グループに分けられた時に自分の希望と沿わない場合、それは拒否できるのですか。

○事務局

先ほども言いましたが、全員20名がAグループとはなりませんので、第2希望を書きいただき、事務局の方も年齢構成、男女構成なども考慮させていただけたらと思います。全然違うということもあるかもしれませんが、いろんなことを考えながら案を示せたらと考えています。

○事務局

可能な限り調整もさせていただきますが、どうしても3つに分かれていただかなければならないので、その点よろしくお願いします。

○会長

ある程度それは確認すると思うのですが、必ずしも希望に沿えないこともありますので、意見票という形で意見は出せますし、返ってきた中でさらに意見を聞くこともできるというルールで、進めさせていただきたい。よろしいでしょうか。

○委員

了承。

○会長

それでは、意見票を使って効率よく意見交換をしていく方法で進めていきます。日程と会場の件です

が、4ページに5回まで、年明けについては、できるだけ早くに決めていただければと思いますが、当面の2回から5回までの日程。申し訳ないですが、わたくしの授業の関係で金曜日に集中していると思います。それから「公開」ということで、一宮・波賀・千種と順番に回っていく案になっています。これについては会場を取るのも難しいので、これで進めてさせていただきます。何かありますか。仕事等の都合でどうしても全員が集まるというわけではないと思います。それは迅速に議事録を作成して、欠席の場合でも意見票は出せますので、それを通して意見を出してください。わたくしのほうで確認をさせていただくことは以上です。みなさんの方で先ほど説明があったことに対して思い出したことがあれば、意見をいただきたい。

○委員

1つ気になったのですが、前期基本計画の見直しですが、どの点をどういう理由で直したのか言っていただきたい。

○会長

それは各項目というか、1つ1つですか。

○委員

これを見たのですが、具合が悪いのか。

○事務局

1つのことを具体的に示すと、総合計画の70ページと素案の1ページを見てください。まず70ページの説明をします。「施策の展開」とあります。この1・2・3・4・5と5つが前期の基本計画で、合併したときにこのような現状と課題があり、この5つについて5年間進める目標を具体的に示しています。この5つの点を、この間いろいろな現状を示しているのが、素案の1ページの素案になります。このような現状を踏まえて、「現状と課題」を提議し、右側の「森林環境の保全」「森林文化の振興」、次のページの「重点事業」「まちづくり指標」を示しています。委員の方が言われた「どの点が・・・」といいますと、この70ページの5つの項目を後期では2つの項目に整理し、新たな基本計画の重点的な事業を前期では示していないので、実施において「重点的にしたい」という点と、前期では目標を示していません。後期では2ページの「まちづくり指標」と示し、「ここまで取り組みをする」と。具体的には70ページと素案を見ていただくと、そこが変更しています。内容について、行政は継続的に活動を行っており、前期部分の5番に「災害に強いまちづくり」とあります。これを全く無くすのかというとそうではなく、昨年状況もあり、さらに「災害に強いまちづくり」を進めていかなければならないので、前期の状況も踏まえて、後期ではより効果的に進めていくという視点をもち、継続のもの、見直すものなど整理をしています。

○委員

同じことなのですが、もう少し聞きたいのですが、前期基本計画の到達点は明確ではないということですか。どこまでできたか明確ではない上で、後期をつくるということですね。

○事務局

どこまでしたのかということですが、作業をすすめている各部局で前期の実績を整理しています。もう少し時間をいただき、10月8日の1週間前には、前期の各項目の実績を70ページの1から5項目の実績をまとめたものを見ていただけるようにします。そして、その実績を見ていただいて、後期の計画が理に適ったものかという点を審議してください。委員が言われた目標値は前期では示していないので、後期では目標値を定め、よりまちづくりの進捗がわかりやすいものにしていきたいというのが後期の狙いです。

○会長

先ほど6つの項目がありましたが、それにそって次回から審議をしていく。前期との関連、前期が前提となって何を改めるのかがポイントとなるので、それを説明していただきました。他にありますか。

○委員

前期の計画策定時の答申は、見られるのですね。

○事務局

この総合計画が答申を踏まえたものであり、前期基本計画と基本構想も入っています。

○会長

一定の時間が過ぎていますが、10まで審議が終わりましたので事務局にお返しします。

○事務局

大変ありがとうございました。次第9、10が本日の協議事項で、2回目以降から始める審議についてのルール作りをしていただきました。2回目からが本格的な審議となります。先ほど決まりました日程、大変タイトでございますが、また日頃のお仕事等の忙しい中時間を割いて出席していただいておりますが、またお誘いあわせて出席していただきたいと思っております。パブリックコメントについては、ホームページ、各市民局・本庁に案を出して、市民の方々に目を通していただき意見をもらいたいという期間が1ヶ月と決まっています。その間に市民のみなさんの意見を聞くという作業もあります。そのあたりもご理解いただき、5回にわたり集中審議をしていただきたいと思っております。ご協力よろしくお願ひします。それぞれ一宮・波賀・千種の会場の空気を吸っていただきながら、現場にたった審議をお願いしたい。

<配布資料のうち提出いただく資料の確認>

それでは、次第「12. 閉会」にまいります。閉会のあいさつを副会長お願いします。

○副会長

本日はお疲れ様でした。閉会にあたりまして、副会長という大役を受けまして、ご先輩方を差しおいてやらせていただくこと、今後ともスムーズに審議が進めていけるようご協力のもと、やらせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願ひします。それでは本日は、平日の昼間にもかかわらずお時間をとっていただきまして、ありがとうございました。まずは宍粟市の問題を明瞭にすることが総合計画審議会において第1歩であると言われていました。また、市民が主体の発想に基づくもので、計画、改革を進めるということです。みなさまのそれぞれのご活躍の中で情報収集や問題意識をもっていただけたらと感じております。また事務局の方には、膨大な資料作り等大変だったと思っております。引き続きよろしくお願ひします。それではこれもちまして「第1回宍粟市総合計画審議会」を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

○事務局

ありがとうございました。